

「2016年版訪問看護関連報酬・請求ガイド(第1版・第2刷)」の補足・訂正について

皆様には標記ガイドをご購入いただきましてありがとうございます。お手数をかけて申し訳ございませんが、次の修正箇所をご確認の上ご訂正くださいますようお願い申し上げます。

【医療保険】

P61【関連参考資料】保険医療機関が算定する「精神科重症患者早期集中支援管理料」(旧)

精神科重症患者早期集中支援管理料 1 (保険医療機関が単独で実施、同一時間帯の訪問は当該医療機関が算定)	
イ 同一建物居住者以外の場合： 1,800 点	ロ 同一建物居住者の場合 (1) 特定施設等に入居する者の場合： 900 点 (2) (1)以外の場合： 450 点
精神科重症患者早期集中支援管理料 2 (訪問看護ステーションとの連携で実施、同一時間帯は訪問看護ST算定)	
イ 同一建物居住者以外の場合： 1,480 点	ロ 同一建物居住者の場合 (1)特定施設等に入居する者の場合： 740 点 (2)以外の場合： 370 点

(訂正後)

精神科重症患者早期集中支援管理料 1 (保険医療機関が単独で実施、同一時間帯の訪問は当該医療機関が算定)	
イ 単一建物診療患者が1人の場合：1,800 点	ロ 単一建物診療患者が2人以上の場合：1,350 点
精神科重症患者早期集中支援管理料 2 (訪問看護ステーションとの連携で実施、同一時間帯は訪問看護ST算定)	
イ 単一建物診療患者が1人の場合：1,480 点	ロ 単一建物診療患者が2人以上の場合：1,110 点

P65【参考通知等】

「訪問看護事業所で購入・保管できるものの例」の表を削除（通知等で規定され不要となったため）

P69【医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項】

表のうち、24時間対応（連絡）体制加算の欄の訂正（赤字部分）

24時間対応（連絡）体制加算	○※1（同一月、介護保険で緊急時（介護予防）訪問看護加算を算定していない場合）	○※1	○※1	○※2
----------------	---	-----	-----	-----

P72【2. 病院・診療所の精神科訪問看護・指導料の表】

精神科訪問看護の報酬の表の中で、2. 病院・診療所の表の下から6行目と7行目を削除（病院・診療所の精神科看護・指導料にターミナルケア加算はないため）

~~ターミナルケア加算~~

P87、P88【5. 難病法による医療費助成制度対象疾患一覧】

2017年4月1日より指定難病306が330になったため追加

病名	告示番号	病名	告示番号
カナバン病	307	セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症	319
進行性白質脳症	308	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	320
進行性ミオクローヌスてんかん	309	非ケトosis型高グリシン血症	321
先天異常症候群	310	β-ケトチオラーゼ欠損症	322
先天性三尖弁狭窄症	311	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	323
先天性僧帽弁狭窄症	312	メチルグルタコン酸尿症	324
先天性肺静脈狭窄症	313	遺伝性自己炎症疾患	325
左肺動脈右肺動脈起始症	314	大理石骨病	326
ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B関連腎症	315	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	327
カルニチン回路異常症	316	前眼部形成異常	328
三頭酵素欠損症	317	無虹彩症	329
シトリン欠損症	318	先天性気管狭窄症	330

厚生労働省 HP 参照 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000085261.html>